
中宇治地域市民協働推進拠点整備事業に係る
民間提案制度(テーマ型)

実施要領

令和8年7月

宇治市

目次

1 趣旨	1
2 民間提案の概要	3
3 参加資格要件等	4
4 募集する提案	4
5 定期借地権の設定	9
6 事業実施までのフロー	11
7 問い合わせ先	16

1 趣旨

●未来へ続く「中宇治のコミュニティ・リビング」を育むために

人口減少・少子高齢社会の進行や情報社会の進展、価値観の多様化などを背景として、人と人との繋がりが希薄化し、既存の地域コミュニティが衰退する中、市民が交流連携できる場が重要となっています。

様々な地域課題に対応していくためには、地域コミュニティを再生し、住民同士をはじめ、様々な主体が連携・協働する市民協働のまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

人口減少という大きな変化を迎える中、私たちには限りある財源と人材を最大限に活かし、次世代へ確かな未来を引き継いでいく役割が託されています。

このため、中宇治地域市民協働推進拠点は、世代や目的に捉われない気軽に立ち寄れる場、立ち寄りたくなる場であって、自然と人が集い、交流が生まれるような施設を目指し、地域コミュニティを支える重要なインフラとして整備を進めています。

●作る前から「維持と運営」を考える

本拠点の整備にあたっては、単なる施設建設に留まらず、建設後の維持管理や日々の運営をどのように持続させていくのかという視点を、計画段階から最も重要な要素として組み込む必要があります。

●「公民連携」という手法の選択

「公民連携」手法は、行政と民間がそれぞれの強みを持ち寄り、共に公共を支え合う「協働」の形です。民間の創意工夫等により、様々な世代のニーズを把握して迅速に対応し、まちなかの交流と連携・協働をより良いものとする取組やコストも含めた効率的な管理運営も期待できます。

令和7年度の公民連携調査における、他市町村の公民連携事例、民間事業者からのヒアリング等を踏まえ、公民連携の各手法を比較検討し、長期的かつ安定的な施設運営を実現し、拠点の整備という公共事業を守りつつ、公共事業と民間事業の相乗効果やエリアへの波及効果を発揮するため、「民間主導の公民連携手法」をとることとしました。

令和8年3月に「中宇治地域市民協働推進拠点整備方針」を策定し、「市が保有する公有地などの資産を有効に活用しつつ、定期借地権方式などを用いて民間事業者の資金や活力を引き出す」、「建物の権利形態や運営体制については、事業の具体化を図るプロセスの中で、パートナーとなる民間事業者と深く協議しながら形作っていく」という方針を示したところで

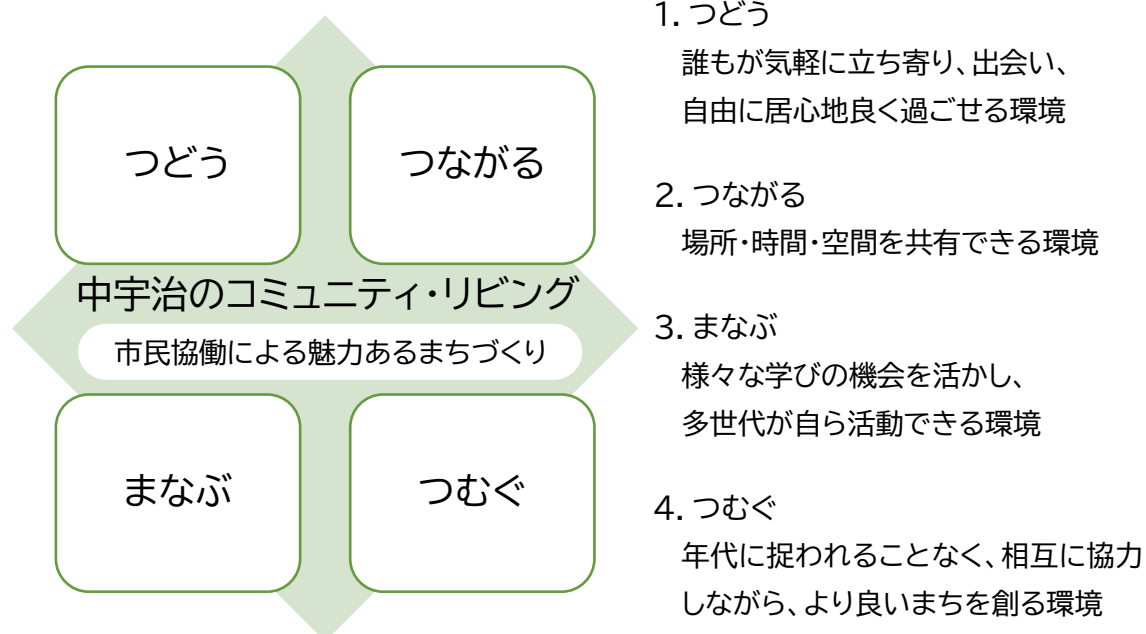
本要領は、この趣旨を共有し、本市とともに「中宇治地域市民協働推進拠点」という大切な場を、長きにわたって育て、運営していくパートナーを決定するための民間提案を募集するものです。

●中宇治地域市民協働推進拠点のテーマとコンセプト

中宇治地域において既存の枠組みに捉われることなく、公共施設の将来像のモデルとして整備していくにあたり、まちづくりの拠点ワークショップ等の成果を踏まえて、『中宇治のコミュニティ・リビング～市民が主役の交流・連携・学習・協働がうまれる、まちなかのリビングスペース～』をテーマとして、地域に暮らす様々な市民が気軽につどい(交流)、一人ひとりが暮らしやすさを求めてつながり(連携)、互いの価値観やライフスタイルを尊重・共有しながらまなび(学習)、そして地域の課題解決に向けて地域に暮らすみんなでつむぎ(協働)、魅力あるまちづくりにつなぐリビングルームのように居心地の良いコミュニティの拠点をつくります。

テーマ:中宇治のコミュニティ・リビング

～市民が主役の 交流・連携・学習・協働 がうまれる、まちなかのリビングスペース～



2 民間提案の概要

(1)制度概要

民間提案制度は、市が抱える地域課題解決や行政サービスの向上に向けて、民間事業者から自由な発想や専門性を活かした提案を募集する制度です。本制度では事業の構想段階から官民が対話を重ねながら、実現可能性を検討し、事業化を目指します。

(2)随意契約の前提

提案者が有する知的財産に関わる事業提案を採用するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約)に基づく随意契約とします。なお、広く公募し、外部委員を中心に構成した審査会による審査を経るプロセスをもって競争性及び公平性を担保します。

ただし本市と協議中に事業関係者との調整がつかないなど、提案内容の実現が困難となった場合は、契約の締結は行いません。

(3)提案に関する留意事項

- ア 提出書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とします。
- イ 提出書類の内容は、提案者の知的財産として尊重し、提案者の同意なく第三者に開示することはありません。
- ウ 提出書類の返却はいたしません。不採用提案書類は、審査完了後5年間市が保管し、保管期間中は秘密として取り扱い、期間経過後は適切に廃棄します。

3 参加資格要件等

提案内容を自らが実施する法人、団体、個人事業主、グループ(複数の企業・団体等の共同体)が提案できます。提案者は、本市や関係者との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は、提案者及び構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく手続開始の申し立てがなされている者
- ウ 宇治市暴力団排除条例(平成 25 年宇治市条例第 43 号)第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者
- エ 税を滞納している者
- オ その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認める者

ただし、上記に関わらず、提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。

- ・提案書類に虚偽の記載があった場合
- ・本要領に定める事項を遵守しない場合

4 募集する提案

(1)募集する提案

本民間提案では、整備方針(参考資料1)を踏まえて、本物件を定期借地権方式により活用し、応募条件を満たした提案を募集します。

【市民協働推進拠点に望むもの】

- ・ 地域の人々の交流、連携、学習がうまれる交流空間(公共施設)
- ・ 地域活動団体などの運営支援と多様な主体をコーディネート(協働)するまちづくり中間支援の機能
- ・ 地域経済の活性化とコミュニティの活性化の両立を目指し、公共施設と民間事業との相乗効果を生む空間構成
- ・ 地域住民や宇治に訪れた人が共存できる滞留空間とエリアの回遊性の向上

【応募条件】

ア 提案の要素

次の3つの要素をすべて満たした提案とします。

次の①、③の整備にかかる総事業費は、約 4.5 億円以上になると想定しています。

(①の整備及び屋外交流広場を中心にした緑地空間のランドスケープにかかる事業費を約 3億円程度と試算しており、一定以上の民間事業を併せて整備することで、市民協働推進拠点として機能すると考えています。)

①交流拠点の整備 [整備方針 P9、10、15、16]

- ・ 延床面積 400 m²以上、屋外交流広場の整備
- ・ 民間事業者からの取得を想定(賃貸の提案も可能)
- ・ 備品の整備
- ・ 管理運営手法については、「公の施設」として活用が図れるよう、安定した市民サービスの提供と、持続可能性を目指したものとする

②消防器具庫の再整備 [整備方針 P9、10]

- ・ 本物件内もしくは、本物件の近隣(概ね半径 200m以内を目安)に再整備
- ・ 延床面積 50 m²程度、駐車スペースとして 30 m²程度の整備
- ・ 民間事業者からの取得
- ・ 運営については、市の直営により実施

③自由提案による民間事業 [整備方針 P9、15、16]

- ・ 交流拠点と併せて整備することで、相互に高い相乗効果を発揮するもの
ただし、次の用途は採用しないものとする
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業
イ その他市長が地域の生活環境上ふさわしくないと認める用途

イ 法人の設立

審査の結果、提案者が優先交渉者となったとき、優先交渉者は、契約締結までに、本事業の遂行を主たる目的とする専用の法人を設立することを原則とします。

法人の形態(株式会社、合同会社、一般社団法人等)は問いませんが、本事業の経理を他事業と区分して管理でき、他事業のリスクを本事業から遮断でき、契約期間にわたり安定的に事業を継続できる体制を有することを要件とします。

既存法人を活用する場合は、区分経理等により、上記に準じた管理体制を確保することを条件にこれを認めることがあります。

(2)応募条件の考え方

①交流拠点の整備

- ・ 整備方針 P10 に示した交流拠点に求める機能を満たしたものとします。
- ・ 整備方針 P15 に示したエリアへの波及効果を高めていくためには、屋外交流広場を中心とした緑地空間のランドスケープデザインが非常に重要です。
- ・ 長期的なライフサイクルコスト比較、公共施設として求める機能の確保等の観点から、民間事業者からの取得を想定していますが、本市が借り上げる方が合理的と認められる場合は、優先交渉者との協議により賃貸を選択できるものとします。（賃貸を選択する場合、賃貸契約期間は土地の貸付期間と同期間を想定しています。）
- ・ 施設運営については、参考として、宇治市のコミュニティ施設であるコミュニティセンターについては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく、指定管理者により運営を行っています。なお、PFI事業等の選定事業者を指定管理者に指定する場合の指定管理の期間は、当該施設におけるPFI事業等の事業期間と同期間としています。

②消防器具庫の整備

- ・ 近隣等への移転となる場合は、諸条件については消防本部との詳細協議により判断を行います。
- ・ 整備方針 P10 に示したその他求める機能を満たしたものとします。
- ・ 地域防災、長期的なライフサイクルコスト比較等の観点から、民間事業者からの取得を想定しています。

③自由提案による民間事業

- ・ 公共性や公益性を担保しつつ、機能連携又は事業の相乗効果を期待できる民間事業を併せることが、事業の持続可能性、発展性を担保する上で重要です。

(3)本物件の概要

本物件の概要については、添付の物件説明書(参考資料 3)をご確認ください。

(4)公共施設部分の仕様について

公共施設部分の仕様については、関連法令や規定等を遵守の上、交流拠点に求める機能・消防器具庫の機能・性能(参考資料4)を確認し、提案してください。

6. 交流拠点(公共施設)に求める機能

(1) 交流拠点(公共施設)に求める機能

公民連携調査において、公民連携事業としての事業成立を目指し、民間事業の持続可能性、発展性と公共施設として求める機能の確保の両立の観点から、交流拠点に求める機能を次のとおりとします。交流拠点は、まちづくり中間支援の拠点として運営を行い、災害が長期化した際には、指定避難所として活用するほか、帰宅困難者の一時滞在施設として活用します。

交流拠点に求める機能		必要面積
多目的ホール	貸館機能 屋外交流広場やフリースペースと一体活用も可能で、多目的・多用途な利用を想定 (地域イベント、発表会、展示・展覧会など)	400 m ² 以上
ミーティングルーム	貸館機能 クローズドな空間で多目的・多用途な利用を想定 (地域活動、講座、サークル活動、音楽教室など)	
フリースペース	開かれた空間 多様な人々が共存できる空間構成 (図書コーナーや子育て支援スペースなど)	
その他必要スペース	事務スペース・トイレ(多目的トイレ含む)・ベビーコーナー・倉庫など	
屋外交流広場	多目的ホールやフリースペースと一体的に使用可能な様々なイベントに対応できる開放空間	協議によるものとする

(2) その他求める機能

地域防災の観点から、上記交流拠点に加え、整備場所内(宇治市宇治妙楽 128-1 他)もしくは、整備場所の近隣(半径 200m 以内を目安)に現在と同規模の消防器具庫の再整備が必要です。

求める機能		必要面積
消防器具庫	車庫(小型動力ポンプ付軽積載車を収容) 詰所・トイレなど	50 m ² 程度
駐車スペース	消防器具庫前に、活動スペースとして、 駐車場 2 台分程度	30 m ² 程度

(5)宇治市の費用負担について

ア 交流拠点について

【取得の場合】

- ・ 交流拠点、屋外交流広場について、事業者が設計・建設したものを、市が取得するとした場合、交流拠点部分の設計、建設にかかる費用及び屋外交流広場を中心にした緑地空間のランドスケープデザイン、工事にかかる費用のうち、市が取得する部分(交流拠点・屋外交流広場)については取得費用として支払い、その他の緑地空間部分にかかる相当額を補助します。
- ・ 上記の整備にかかる市の試算額(取得費と補助額の合計)は、約3億円程度です。金額については、試算額を参考に、事業者からの提案、協議により決定することとします。(市は、内閣府地域未来交付金の活用を検討しています。)
- ・ 別途、備品整備にかかる費用については、市が負担するものとします。

【賃貸の場合】

- ・ 交流拠点、屋外交流広場については、事業者が設計・建設したものを、市が借り上げるとした場合、交流拠点部分の設計、建設にかかる費用及び屋外交流広場を中心にした緑地空間のランドスケープデザイン、工事にかかる費用にかかる相当額を補助します。
- ・ 上記補助額の市の試算額は、約3億円程度です。金額については、試算額を参考に、事業者からの提案、協議により決定することとします。(市は、内閣府地域未来交付金の活用を検討しています。)
- ・ 賃貸契約期間中の施設賃借料については、上記補助金や土地貸付価格における公共施設部分の取扱い(本要領 P10記載)を考慮し、事業者との協議により設定することとします。
- ・ 別途、備品整備にかかる費用については、市が負担するものとします。

【管理運営費について】

- ・ 管理運営費については、指定管理者制度による運営とした場合、人件費、事務費、管理費(光熱水費、施設管理費等)等、施設の管理運営に必要な経費を支払うことができます。リスク分担や経理及び経費に関しては、事業者との協議により決定することとします。
- ・ 施設の管理運営に必要な経費や、賃金水準・物価水準の変動時の対応については、事業者との協議により決定することとします。

イ 消防器具庫について

- ・ 取得にかかる市の試算額は、約2千万円程度です。取得費用については、試算額を参考に、事業者からの提案、協議により決定することとします。(市は、消防防災施設・設備整備に関する財政措置の活用を検討しています。)
- ・ 消防器具庫の管理運営は、市直営で実施します。

ウ 特記事項

今後、必要となる予算措置及び関係法令に基づく手続きについては、議会の議決、承認が必要となります。議会で議決がされなかった場合、事業内容の変更又は中止とすることがあります。

5 定期借地権の設定

本物件の活用に当たっては、本市との間で、貸付契約を締結していただきます。

(1) 契約期間

借地借家法第22条(定期借地権)に該当するものについては、50 年以上 60 年以内、同法第23条(事業用定期借地権)に該当するものについては、30 年以上 50 年未満の範囲内で、協議により定めます。

(2) 契約の主な内容

- ア 借地借家法第22条又は第23条に基づく定期借地権を設定します。
本契約の借地権は賃借権であり、地上権ではありません。
- イ 契約期間の終了に当たっては、契約の更新はありません。
- ウ 本市に対して、借地借家法第13条の規定による建物その他土地に付属させたものの買取りを請求することはできません。
- エ 契約期間終了時には、建物及び土地に付属させた物を全て撤去したうえで本市に返却していただきます。ただし、本市が本件建物等を撤去する必要はないと認めるときは、この限りではありません。

(3) 転貸の禁止等

契約期間中、本市が承認した場合を除き、次の事項を禁止します。

ただし、市の承認を前提に、必要な範囲で建物への担保設定については認めることとします。

- ア 本件土地の形状又は形質を変更すること。
- イ 本件借地権の他の者への譲渡もしくは転貸、又は本件借地権に対して担保権その他の使用権もしくは収益を目的とする権利を設定すること。
- ウ 本件借地権を、応募書類として提出した提案内容に基づく利用目的以外に使用すること。
- エ 本件土地に設置する建物の増改築(軽微なものを除く。)をすること。

(4)埋蔵文化財等の取扱いについて

対象地は埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に該当するため、埋蔵文化財発掘の届出を提出してください。活用にあたり、埋蔵文化財発掘調査が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担のもとで当該調査を実施してください。なお、土地の貸付契約締結前であっても当該調査を実施することは協議により可能とします。

(5)貸付予定価格

貸付価格は、不動産鑑定により決定します。現時点における概算額は次のとおりです。

概算額:年額 約1千4百万円程度

※提案を受けた事業内容に基づき、敷地全体に占める公共施設部分の割合に応じて、弾力的に減額することも含めて協定締結時に改めて不動産鑑定を行い決定します。

(6)貸付価格の改定

貸付価格の改定は、3年毎に、相続税路線価に応じて行うものとし、貸付価格に相続税路線価の変化率を乗じて得た額とします。

(7)保証金

本契約締結にあたって定めた貸付料の1年分に相当する額を本市に預託してください。貸付価格が増額されたときは、契約保証金を増額するものとして差額を追加で預託する必要があります。

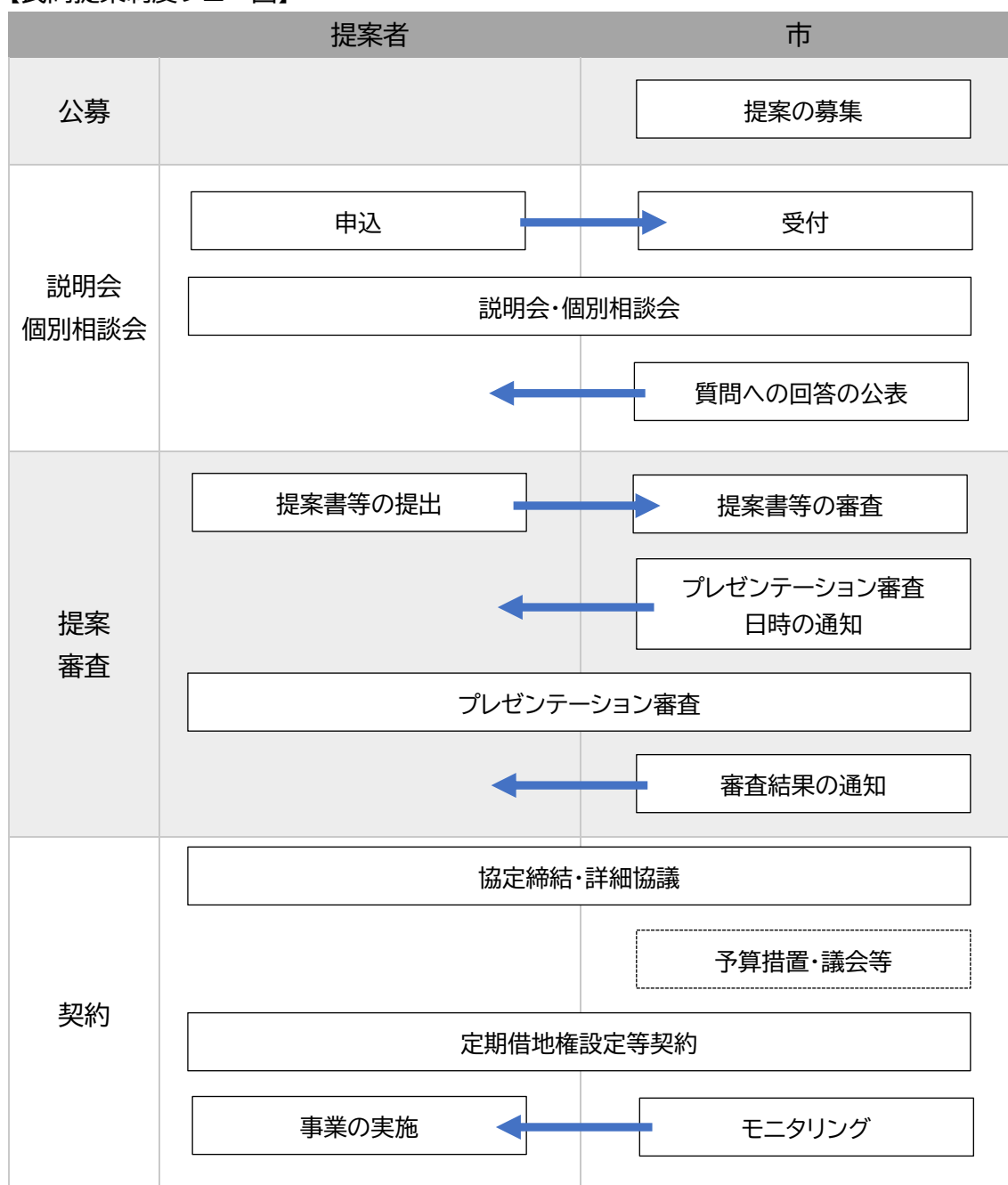
本市は、契約保証金をもって賃料、延滞損害金、違約金のほか、貸付にかかる契約に基づいて生じた債務に充当できるものとします。充当してもなお不足している場合、充当の結果契約保証金に不足が生じた場合には、不足分を補充してください。

本契約が終了し、原状回復して、本市に返還したときには、未払いの債務に充当し、その残額を返還します。

なお、契約保証金には利息を付しません。

6 事業実施までのフロー

【民間提案制度フロー図】



(1)スケジュール

提案の募集開始	令和8年7月27日(月)
説明会・個別相談会申込	令和8年7月27日(月)～8月3日(月)
説明会・個別相談会	令和8年8月4日(火)10時～12時
質問への回答の公表	令和8年8月14日(金)
提出書類の提出期限	令和8年9月25日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年9月30日(水)
審査結果の通知	令和8年10月中旬以降
協定締結・詳細協議	令和8年11月以降

(2)説明会・個別相談会の実施

本提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、説明会・個別相談会を実施します。提案の提出を検討されている事業者は、説明会・個別相談会へご参加ください。

原則、説明会・個別相談会へ出席されていない事業者からの提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。当日の出席が難しい場合は、オンライン併用等検討しますので、その旨申込書に記入してください。

なお、説明会・個別相談会に参加できるのは、提案の提出を検討されている事業者に加え、その関係者(金融機関等)のみとします。

ア 申し込み方法

「説明会・個別相談会申込書」(様式1)に必須事項を記入のうえ、メールにより市民協働推進課までお申し込みください。受付後、詳細をご連絡いたします。

イ 受付期間 令和8年7月27日(月)～8月3日(月)

ウ 実施日時 令和8年8月4日(火)10時から12時まで

エ 実施場所 菟道ふれあいセンター

オ 説明会

本市より、本提案制度についての考え方等について説明するとともに、公民連携アドバイザーである岡崎正信氏(株式会社オガール)より本提案制度についての解説を予定しています。

カ 個別相談会

説明会后、個別相談会において、検討されている提案内容についてヒアリングを行います。個別相談会の時間については、申込書受付後に連絡をいたします。

キ 質問に対する回答

一般的な質問・回答(個別事業者の知的財産にかかわるものを除く)については、令和8年8月14日(金)に市ホームページに公開いたします。

なお、説明会・個別説明会における事業者からの質問等の内容により、質問・回答の公開と併せて、本実施要領を一部変更することがあります。

ク その他

説明会や個別相談会におけるやりとりについては、市民協働推進課が記録を作成し、保存するものとします。

(3)提案書等の提出

ア 提出書類

- ・ (様式2)提案書
- ・ 図面(交流拠点・消防器具庫・自由提案)
- ・ (様式3)資金計画書
- ・ (様式4)提案に係る誓約書
- ・ (様式5)提案団体調書

※正本1部を提出するとともに、PDF 形式等の電子データをメール等にて提出してください。

イ 提出方法及び提出先

持参又は郵送(電子データについては、メール)

ウ 提出期限日 令和8年9月25日(金)

※受付は、平日の午前9時から午後5時までとします。

※郵便の場合は、提出期限日の消印があるときも有効とします。

エ 提出後の辞退

提案提出後に提案を辞退したい場合は、参加辞退届(様式6)を提出してください。

(4)提案書等の審査

ア 書類審査

市民協働推進課が、提案要件を満たしているか書類審査します。

審査後、プレゼンテーション審査について通知を行います。

イ プレゼンテーション審査

(ア)日時

令和8年9月30日(水)午後

※時間については、提案者ごとに通知します。

(イ) 審査の方法

- a 審査は、「中宇治地域市民協働推進拠点整備事業選定審査会(以下、審査会という。)」が、提案者によるプレゼンテーションを基に行います。

【審査会の構成】

学識経験者 1名、まちづくり実務者 1名、公認会計士 1名、
不動産鑑定士 1名、弁護士 1名、市職員 2名

- b 審査は非公開で、提案者ごとに個別で行います。

- c 審査にあたっては、次の審査項目に基づいて行うこととし、審査会は、総合的に評価を行い、総合点が満点の 60%以上となった提案者のうち、最も高い評価となった提案者を優先交渉者とします。
- d 提案者が一者でも審査を行うこととし、参加者数に関係なく、すべての提案者が総合点が満点の 60%未満となった場合は、該当なしとなります。

(ウ) 審査項目

項目	ポイント	配点
提案内容	・ 中宇治地域市民協働推進拠点の方向性を踏まえたパブリックマインドを持った提案か ・ 民間事業と公共事業を併せることで機能連携又は事業の相乗効果が期待できる提案か ・ 拠点に訪れる人の過ごし方がイメージのできる提案か ・ 独自のアイデアや工夫に基づく付加価値はあるか	40点
地域連携・地元主体との協働方針	・ 拠点の整備・運営にあたって、宇治市で活動する事業者やまちづくり会社、NPO 法人、地域活動団体等との協働体制が示されているか	20点
運営方法・運営体制等	・ 実現性の高い運営方法、運営体制となっているか ・ 長期的なライフサイクルコストの低減や最適化について考慮された運営方法、運営体制となっているか	40点
事業計画 (スケジュール・資金計画)	・ 適切なスケジュールであるか ・ 実現性が高く、将来性のある資金計画となっているか	30点
まちづくり	・ 中宇治地域が抱える複数のまちづくり課題の解決に資する提案か ・ 中宇治地域の地域経済の発展と地域価値の向上に資する提案か ・ 周辺への波及効果を見据えた提案か	30点
合計		160点

(5) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に通知しますが、不服及び意義の申し立ては認めません。

(6)協定の締結

ア 必要提出書類

優先交渉者は、通知を受領後速やかに、下記の書類を市民協働推進課まで1部、持参又は郵送にてご提出ください。

提出書類
法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
役員名簿(法人の場合、最新のもの)
市税の納税証明書(最新のもの)
開業届の写し(個人事業主の場合)
構成員、責任の範囲を定めた協定書等 (様式任意、グループ又は任意団体の場合)

イ 協定の締結・事業化に向けた協議

優先交渉者は、必要提出書類の提出後、本市と協定を締結し、協議期間や役割分担、協議内容範囲等を取り決めた上で、事業化に向けて市民協働推進課と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は優先交渉者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉者の負担とします。

ウ 審査結果の公表

審査結果については、市のホームページで公表します。公表対象は、協定締結に至った事業者のみで、「提案者名」、「提案内容」とします。

エ 契約方法

協議や関係者、議会との調整等の結果、協議が成立した場合、事業者として本市と必要な契約(随意契約)を締結します。

オ 実施計画の策定

協議の結果に基づいて、実施計画を策定します。

(7)事業の実施

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容の履行に向け、事業を進めていただきます。

また、市民協働推進課が事業内容の実施状況についてモニタリングを実施します。月次に業務遂行確認を行うとともに、年次に決算状況ベースによる事業評価、5年ごとに経営状況や社会変化への対応について評価を行います。なお、モニタリング指標については、事業者との合意をもって設定します。

モニタリング結果に基づき、提案内容と実態に乖離が生じていると判断した場合には、必要な措置をとるべきことを勧告します。勧告に従い、事業者が必要な措置をとらなかった場合には、契約の解除を行う場合があります。交流拠点の賃貸期間中に、契約の解除若しくは事業の継続が難しいと判断された場合には、事業者は、後継事業者の選定に努めてください。

7 問い合わせ先

市民協働推進課

住 所:〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33

電 話:0774-20-8721

メール:shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

(様式1)

令和 年 月 日

説明会・個別相談会申込書

宇治市長 宛て

(申込者)

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者の職・氏名	

[illegible]

(様式2)

令和 年 月 日

提案書

宇治市長 宛て

中宇治地域市民協働推進拠点整備事業に係る民間提案制度(テーマ型)実施要領に基づき、次のとおり提案します。

住所又は所在地	
商号又は名称	(ふりがな) -----
代表者の職・氏名	(ふりがな) ----- 印

1. 市民協働推進拠点の全体像、事業スキーム

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

2. 交流拠点の内容(それぞれの空間の面積、用途、使い方など)

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

3. 消防器具庫(場所、面積等)

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

4. 自由提案による余剰地を活用した民間事業
(内容、使い方、面積、期待できる相乗効果等)

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

5. 地域連携・地元主体との協働方針

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

6. 運営方法、運営体制

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

7. 事業計画(想定スケジュール)

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

8. 中宇治地域におけるまちづくり、広域的なまちづくり

※記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に記載してください。

(様式3)

令和 年 月 日

資金計画書

1 設立予定法人の形態・出資構成・資本金の考え方

2 初期投資にかかる事業費概算 (千円)

項目	金額
(1) 建物建設費	
(2) その他の経費(人件費・公租公課)	
(3)	
合計	

※建物建設費の内訳が分かる書類を添付してください。

※適宜、項目の追加変更を行ってください。

3 初期投資に伴う資金調達計画 (千円)

項目	金額	調達先
(1) 自己資金		
(2) 借入金		
(1)		
(2)		
(3)		
(3) その他		
合計		

4 長期損益計算書

【収入計画】

(千円)

[illegible]

【支出計画】

(千円)

[illegible]

※適宜、項目の追加変更を行ってください。

(千円)

[illegible]

5 簡易キャッシュフロー計算書

(千円)

[illegible]

(様式4)

令和 年 月 日

提案に係る誓約書

宇治市長 宛て

(申込者)

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

提案書を提出するにあたり、以下のとおり誓約します。

記

1. 下記のいずれにも該当しないこと
- ア

イ

ウ

エ

オ
2. 提出する書類に虚偽の記載がないこと

(様式5)

令和 年 月 日

提案団体調書

団体の名称 (代表企業)		
団体の設立年月日		
職員・会員数		
団体の沿革 ※主な活動内容		
担当者	部署	
	氏名	
	連絡先	
	電話番号	
	FAX番号	
	メール	

【グループの場合】

構成団体

①	名称	
	住所又は所在地	
	代表者名	
②	名称	
	住所又は所在地	
	代表者名	
③	名称	
	住所又は所在地	
	代表者名	

※3社以上の共同事業者で申込をする場合は任意様式で添付してください。

(様式6)

令和 年 月 日

参加辞退届

宇治市長 宛て

(提案者)

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

令和 年 月 日付けで申し込みました「中宇治地域市民協働推進拠点整備に係る民間提案制度」への参加を辞退します。